

わかもの
こども若者★いけんぶらす
いけんひろば

にちじょう
～日常生活における法的なものの

かか
考え方との関わり～

しりょう
フィードバック資料

れいわ
令和 6 年 2 月 19 日～3 月 4 日 (アンケート開催)

かいさい がいよう **1. 開催概要 (アンケート)**

2. 意見の活用について

① ほう けいけん **法教育の経験について**

② いしき **法やルールへの意識について**

③ ほをく **法を楽しく学ぶために**

④ きょうざい もぎ じゅぎょう **法教育を知つてもらうために**

3. 法教育教材・模擬授業集



かいさい がいよう 1.開催概要 (アンケート)



テーマ	にちじょう ほうてき かか 日常生活における法的なものの考え方との関わり
担当省庁	ほうむ 法務省
開催日時	れいわ 令和6 (2024) 年2月19日 (月) ~ 3月4日 (月)
開催方法	Googleフォームを用いたWEBアンケート調査
参加対象者	ぶらすメンバー全員
回答数	けん 214件
テーマ説明	<p>法務省では、「法教育」の普及・推進に取り組んでいます。</p> <p>「約束をする・守るってどういうこと?」「契約って何?どうやって成立するの?」「裁判はどのように行われるの?」といった、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることは、国民の皆さんにとって法や司法制度を身近に感じ、自由で公正な社会を作っていくためにとても重要であると考えています。</p> <p>そこで、こども・若者の皆さんの方の声を聞き、今後の「法教育」を、よりたくさんの方のニーズに合ったものとしたいと思っています。</p>

2-①.意見の活用（法教育の経験について）

みんなの意見

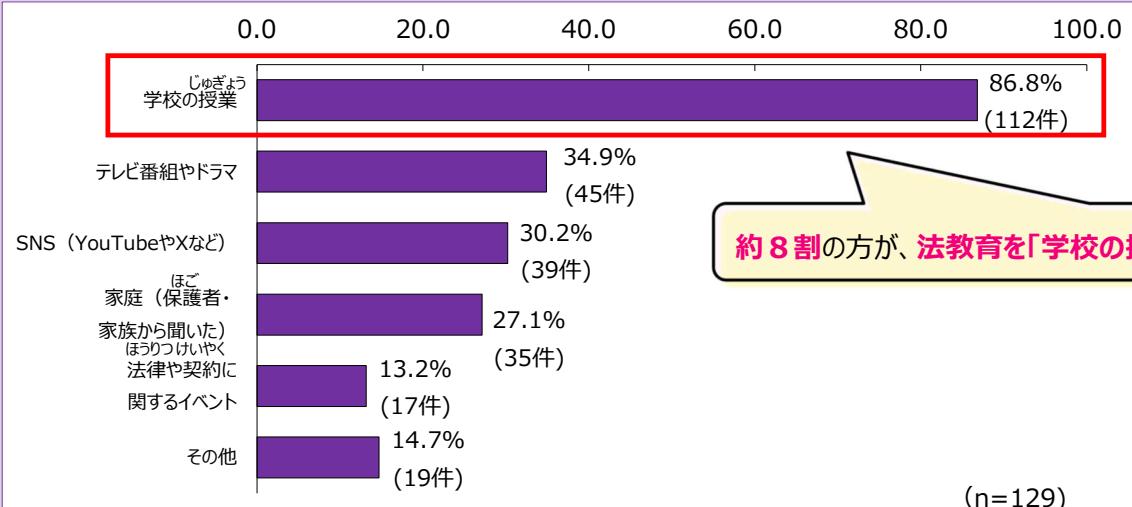
これまでルール作りや契約、紛争解決といった法教育について学んだことはありましたか。（単数回答）



「法教育」とは？

ルールの決め方やもめごとが起ったときの
解決方法を考えることを通じて、
法や司法、そのしくみや考え方を学ぶことです。

何から法教育について学びましたか。（複数回答）



いただいた意見の活用

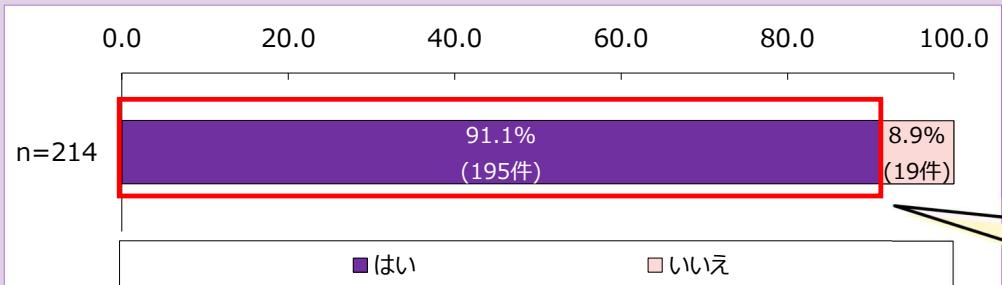
今後も学校現場のICTに対応したデジタル教材の作成や法務省の法教育教材を使用していただけるよう、引き続き効果的な法教育教材の周知・広報が必要と考えます。



2-②.意見の活用（法やルールへの意識について）

みんなの意見

これまで法やルールについて意識したり、考えたりしたことはありましたか。（単数回答）



約9割の方が「これまで法やルールについて意識したり、考えたりしたことがある」を選びました。

どのような状況で意識したり、考えたりしましたか。

- 仕事で「開発する機能のあり方や説明などに法的な問題がないか？」など考える必要があるとき
- 就職を考えたとき、仕事をしているとき
- バイトで採用された際の労働契約
- 社内規則や下請会社との業務
- バイトのとき
- 仕事をするときも就業規則を読ませてもらってから署名しました。
- 所得関係の書類の提出のとき

法やルールを意識したり、考える場面は、「就職を考えたとき、仕事をしているとき」「バイトのとき」「労働契約」と労働に関する場面が多いことが分かりました。

いただいた意見の活用

法やルールを意識したり、考える場面は労働に関する場面が多いとのことから、雇用契約について「高校生向けの冊子教材」で取り上げています。
SNSやイベント等を通して教材の周知・広報を積極的に行います！



ホウリス君X : @HOURISU_KUN

https://twitter.com/hourisu_kun



2-②.意見の活用 (法やルールへの意識について)

にちじょう
日常生活

じょうきょう
どのような状況で意識したり、考えたりしましたか。

みなさん
の意見

意見の
活用

こどもまんなか
こども家庭庁

みんなさんの意見

契約

- 物の売買や、クレジットカードや家の契約
- 買い物をする際、不当な契約を結ばないことやクーリングオフ制度などを知って、よく考えて買い物をしていた。
- また、訪問販売やインターネット販売では、とくに注意を払うことを意識していた。
- 大きな買い物をするときに必要になる契約を結ぶとき（不動産など）



いただいた意見の活用



「契約」や「クーリングオフ制度」をするときに法やルールを意識するという回答を受け、「契約」について説明しているリーフレット（18歳を迎える君へ）を、下の画像のとおり、**ホウリス君X (@HOURISU_KUN) で周知しました。**

なお、法務省ホームページで公開されている法教育教材「中学生向け冊子教材」や「高校生向け冊子教材」で「契約」について題材として取り上げています。



ホウリス君 @HOURISU_KUN · 2024/05/09 ...
Replying to @HOURISU_KUN

高校生向け法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」は法務省ホームページで公開してるよ！

「契約」って何だろう？「成年」になったら何が変わるんだろう？といった疑問について、マンガを交えながら説明しているよ😊
ぜひ一度読んでみてね！

moj.go.jp/housei/shihous...

2-②.意見の活用 (法やルールへの意識について)

にちじょう
日常生活

じょうきょう
どのような状況で意識したり、考えたりしましたか。

みんなさんの意見



ルール

- ルールが曖昧なときや道徳心に基づいた判断の域をこえるとき
- ルールを守ってない人を見たとき
- 友達がゴミをポイ捨てしようとした時に、「ゴミはちゃんと捨てるところに捨てたほうがいいと思うよ」と言った。
- 普段生活していて、日常生活ではあまりやらないことをする際にいつもと違うから、ルールなどを意識することが多いです。
- 車を運転する時や道路を歩く時、交通ルールを意識する。
- 自転車をよく使うため、自転車に関する交通ルールが場所によって違ったり曖昧だったりすることが多いから。
- 集団で遊ぶ時に、その集団内での遊び方のルールを意識する。

いただいた意見の活用



法務省ホームページで公開されている「小学生向け冊子教材」や「中学生向け冊子教材」、「小・中学生向け視聴覚教材」で「ルール」について題材として取り上げています。

「小・中学生向け視聴覚教材」をホウリス君Xで周知しました。視聴覚教材をより使用していただけるようSNSやイベント等を通して、周知・広報を行います！

ホウリス君 @HOURISU_KUN · 2024/06/26 ...
Replying to @HOURISU_KUN
今回の出前授業で使用した教材はこちらだよ！
SNS上でのトラブルを題材にしているよ！
是非視聴してみてね✨
youtube.com/watch?v=hOoPcT...

法教育視聴覚教材
～個人の自由の尊重と調停～
～紛争解決・司法～

こどもまんなか
こども家庭庁

みなさん
の意見

意見の
活用

2-②.意見の活用 (法やルールへの意識について)

学校

どのような状況で意識したり、考えたりしましたか。

みんなの意見

校則やルール

- 学校の校則について改めて考え方を直したり、日常生活の中で、当たり前に守らなくちゃいけない法律を思い直したりするとき
- 校則の問題点や必要性を考える機会があった。本当に必要なものと実際必要ではないものがあるのではないかと思う。
- 学校でクラスの決め事をした時や、学校で決められた規則を守るようにしていた。学校で定められた門限に合わせて、家庭の門限も決まっていた。
- 高校が「校則」を設けない自由な校風だったので、単位の管理や時間管理は全て自己責任で行うと教えられたため、その考え方方が身についた。
- 校則、いじめなど、学校で子どもの権利がないがしろにされてると感じたとき
- 学校の身だしなみ検査や写真撮影の時に校則を守っているか意識した。
- 大学のルールに納得がいかなかったとき

学校生活

- 廊下を走らないようにしたり、学習に関係のない物は持ち込まないようにした。
- 学校での集団行動や友達と遊ぶ約束をしたとき
- 学校でのトラブルや刑事事件に巻き込まれた時に、法律を意識した。
- 6年生の時、1年生とのレクを考える際、体格差や楽しみ方の違いなどから、どうすれば両者とも楽しく遊べるか考えたときにルールの確立を意識した。
(例) 鬼ごっこは6年生は早歩きで1年生は走っても良い。
- 大学院で教育を中心に学んでいるため、日頃から考える。育児、幼児教育、公教育、進学、就職など各段階の中に困難や格差はあるが、個別の問題として語るよりも、福祉的な生活基盤が子ども、若者期間のあいだの支えにあって欲しい。教育とあわせて、福祉、法律、行政について学ぶ必要性を感じる。

授業

- 公共の授業で色々な判例をまんだとき
- 通信大学の授業で法の授業を取った。安全が法に守られていると感じた。ただ、法だけでは守られていないことがあるとも感じた。

いただいた意見の活用

法やルールについて意識したり、考えたりすることは普段の生活の中でも多いようです。

法務省では、ルールの機能と望ましいルールの要件を考える学習など共生のための相互尊重や紛争の予防・解決といった法の役割を学ぶことができる

法教育冊子教材を作成・公開しています。法教育を学校現場で実践していただくため、教材の周知・広報を引き続き取り組んでいきます。

みなさん
の意見

意見の
活用

こどもまんなか
こども家庭庁



2 – ③.意見の活用 (法を楽しく学ぶために)

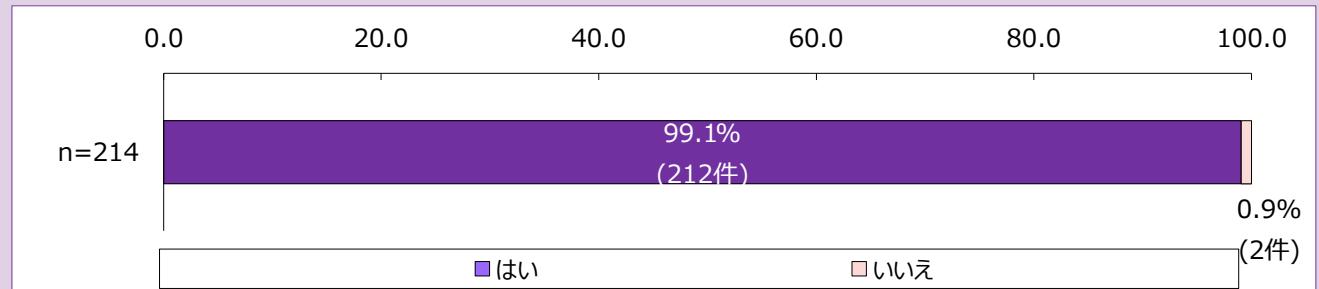
みんなの意見

みなさん
の意見

意見の
活用

こどもまんなか
こども家庭庁

社会に出る前に法やルール、その考え方を学ぶことは大切だと思いますか。 (単数回答)



法教育について学ぶ際に、どんな内容だったら楽しく身に付くと思いますか。 (複数回答)



「トラブルになった際の解決方法」
(76.6%) と答えた人が最も多く、
「ルールや決め事の作り方」
(62.6%) と答えた人が2番目に多くなりました。

いただいた意見の活用

「トラブルになった際の解決方法」や「ルールや決め事の作り方」は小学生向け・中学生向け冊子教材で題材として取り上げています。法教育教材をより使用し、楽しく法教育を学んでもらえるように、SNSやイベントを通して周知・広報を引き続き行います！



2 – ③.意見の活用 (法を楽しく学ぶために)

法教育について学ぶ際に、楽しく学ぶためのアイディアはありますか。

みんなの意見

コンテンツの工夫

- 例文など子どもにも分かりやすい物を利用する。
- なぜルールがあるのか、ルールを作るのか。
- 学校や家の生活でのルール作りなど、**身近なものがいい**と思います。
- お金が関わる法律だとイメージしやすいのでは？
- 自分が将来問題に遭遇したとき、どのような法があって自分を守ってくれるか、どこに相談したら良いか分かること
- 生活に困ったときや、暴力にあったときの法制度など、**生きていく上で発生しえる様々な状況を想定しつつ、背景の理論やしくみにも触れるもの**
- 身近な例をあげて実践する。**
- これまで、スマホの使い方や交通安全など、様々な講習を受けてきましたが、ルールややり方ばかりを習っても実際にそれをどういった場面でどのように使えばいいのかあまりしっくりきません。だから、**実際にあった事件や問題を元に、どうすれば良かったのかを考えるような方式で行えば、本当にあった事件だから信ぴょう性が増すし、みんなも興味があると思います。**
- 人気のドラマやゲームで法律や裁判をテーマにしたものがあるので**その作品とコラボした動画をアップしてそこから学べたりしたらいい。**
- 「人生ゲーム」のように、人生イベントを例に法律との関わりを学べると樂しい役に立つ勉強が出来そう。



みんな
の意見

意見の
活用

こどもまんなか
こども家庭庁



教え方の工夫

- いじめやDVや痴漢など、矮小化されやすい問題について、法律上の傷害や強姦等にあたる可能性があり、被害に遭っても矮小化して考える必要がないと教えること
- 模擬裁判や実際に法律を立案する体験
- 模擬裁判や裁判選手権を広める。裁判の傍聴の面白さを伝える。気軽に安く、法律を学べる寺子屋みたいなものがあつたらいい。

いただいた意見の活用

令和元年から定期的に開催している法務省主催「法教育セミナー」では、令和6年度開催のプログラムに「模擬裁判」を取り入れました。また、「こども霞が関見学デー」では、法務省職員が模擬裁判を実演し、「有罪」か「無罪」かなど一緒に考えてみました！

「ルールの意義・役割」や「インターネット掲示板やSNSの利用」など身近な例を題材とした教材を法務省ホームページに公開しています。教材は法務省ホームページから無料でダウンロードできます。学校現場のICTに対応したデジタル教材を作成するにあたり、より身近にイメージしやすいような題材で作成するよう検討していきます。

2-③.意見の活用 (法を楽しく学ぶために)

法教育について学ぶ際に、楽しく学ぶためのアイディアはありますか。

みんなさんの意見

学び方の工夫

- 年齢に応じて、身近なことを中心に基本的なことから教える。例えば日頃の買い物物から契約について教える、不審者などの訓練から身を守るための法律や司法制度を教える、など
- 学ぶ対象者の理解度に合わせて身近なものから学ぶ(未就学児に対しては、生活の場面でルールがなぜあるか学ぶ。中学生に対しては、なぜ校則があるか教職員と一緒に意義を考えたり本当に必要か考える)
- 実際に自分達のルールや決め事を作りながら、実践して学んでいくと、能動的な学びを得られ、身につくのではないか
- フィールドワークをしながら交通ルールや買い物（消費契約）について学ぶとわかり易くて良い。
- トラブル解決法は複数あると思う。それぞれの方法を取る人の意見を比べるグループ討論やその方法をとった後の状況が分かるアニメだと面白い。

その他

- 日常には思っている以上に法律があって、ここまで守ってくれるの？と思うものもあれば、放任なんだなと思うものもある。全部を学ぶことは不可能だが、意外と法律は身近なものであること、法律をはじめとするルールの限界があることを知っておくことは必要。
- 法教育を受けたい。義務教育でそういうのがなかったし、大人になってから役所の書類、契約書やサービスの規約などで困り、法律を学んでおいたほうが良いことが多かったから。子どもだけ、大人だけと決めず、法律を知りたいときに知れるように、法教育がいつでも受けられるようにすることが大切。

みなさん
の意見

意見の
活用

こどもまんなか
こども家庭庁

いただいた意見の活用

法務省では、法教育を学校現場で実践していただくため、小学生、中学生、高校生という児童・生徒の発達段階に応じて、それぞれ教材を作成しており、法務省ホームページで公開しています。冊子教材を用いると、グループ討論を行うこともできます。

なお、買い物（消費契約）については高校生向け冊子教材や高校生向け法教育リーフレット（18歳を迎える君へ）で学ぶことができます。

高校生向け 冊子教材



高校生向け リーフレット



2-④.意見の活用 (法教育を知つてもらうために)

みなさん
の意見

意見の
活用

こどもまんなか
こども家庭庁

みんなの意見

よりたくさん的人に法教育を知つてもらうためにはどんな方法が良いと思いますか。(複数回答)



よりたくさん的人に法教育を知つてもらう方法は「SNSによる情報の発信」が最も多い意見でした。「一人でも学べるデジタル教材」が2番目に多い意見でした。法教育を知つてもらうために「手軽に使える広報グッズ」があると良いという回答をいただきました。

(n=214)

いただいた意見の活用



★SNSなどによる情報の発信

ご意見を受け、
ホウリス君X (@HOURISU_KUN) の投稿数を
増やし、情報発信を強化しました。

今後も継続的に情報発信していきます。
また、より効果的なSNSの活用をします。



★手軽に使える広報グッズ

法教育マスコットキャラクターのホウリス君パネルを作
製しました。イベント実施時や法務省法務史料展示室
に掲示しています。

今後も広報グッズを効果的に活用します。

★一人でも学べるデジタル教材

法務省公式YouTubeやホームページでは、視聴覚教材を公開しています。
ご意見を受け、より楽しく学べる「一人でも学べるデジタル教材」の作成を検討します。



2-④.意見の活用 (法教育を知つてもらうために)

具体的な方法があれば教えてください。

みんなの意見

コンテンツの工夫

- ・ **漫画やYouTubeみたいな動画の方が良い**と思います。
- ・ **アニメーションや実写などの法教育を題材にした映像作品を制作し、授業などで視聴してもらう。**
(例) 自動車学校で視聴するような実際に事件が起きた場合のドラマ、子供たちにもわかりやすいようなアニメーションなど
- ・ **法律について勉強しながら遊べるRPGゲームを作る。**
- ・ **実践タイプのカードゲームを開発し、学校向け教材として展開するとよい。**
- ・ **学校で実際に友達と学ぶ教材**
- ・ 一人でも学べるデジタル教材については、**子ども用と大人用に分けて楽しく遊べるようなデジタル教材**を作る。
- ・ **教育機関や親子の見学会などがあると良いです。子どもや若者にとって、親や教師以外の大人が自分を守ってくれると感じるのはよい体験だと思います。**
- ・ **webサイトなどで気軽に見られる教材**

コラボレーション

- ・ **人気のキャラクターや気になるデザインを取り入れて、人々が目に入るような面白そうなグッズやチラシを配ったり、それをイベントと組み合わせてコラボイベントなどにする。**
- ・ **インフルエンサーの方に協力していただく！**



いただいた意見の活用

法務省公式YouTubeでは、**法教育を題材としたアニメーション動画を公開**しています。

<https://www.youtube.com/@MOJchannel/playlists>

現在、学校現場のICTに対応した**デジタル教材を作成**しています！

ご意見を参考に、デジタル教材で楽しく気軽に法教育を学べるように進めていきます。

7月24日（水）にNHK首都圏ネットワーク
「おでかけしゅと犬くん」に出演しました！



2-④.意見の活用 (法教育を知つてもらうために)

具体的な方法があれば教えてください。

みんなの意見

法律専門家から学ぶ

- 現役裁判官による学校への出前授業
- 公立の学校に専門家が来ることは少なかったと思うので、イベントなどがあると触れる機会ができるいいと思います。
- 法律専門家による定期的なオンライン講座
- 専門家に聞くことで安心して正しく学べるという環境は大事だと思う。「正しい情報である」ことを明確に示している授業だといい。
- 学校に法務省の人が訪れ、司法について話す。おそらく、小学校5年生で日本の政治について、中学3年生で公民を学ぶので、そこを狙うとちゃんとまんぶんのまま講義を聞かずにはすむと思う。また、長々話を聞かされるのはつまらないで、講義にペアワークやクイズを取り入れると楽しいと思う。
- 法務省の人や法律専門家による講座については、おそらく話題性はあってたくさんの人が見に来ることはあるかもしれないが、専門家の話となると話が難しいと感じる人が多くなってしまいしっかりと内容を見る人は少なくなるてしまうかもしれない。要約などをして内容を理解してもらった後、面白ううだと思わせることによって最後まで記事や動画を見てもらうのがいいと思う。

手段の工夫

- 学校で配られたタブレット端末などで見られるようにする。
- インターネットで無料で見られるコンテンツの配布
- ポスターを学校に貼る。
- 模擬裁判を学校などで行うことによって、実際に法律について調べたり、裁判の流れを身をもって体感することで、法や裁判への関心が高められる。



いただいた意見の活用

みなさん
の意見

意見の
活用

こどもまんなか
こども家庭庁



法務省では、児童・生徒向けの授業や教員向けの研修等に裁判官や検事出身の職員を派遣しています。

たとえば、「○○というテーマで講義をしてほしい」、「教員が行う授業に参加して、現役の裁判官や検事から話をしてほしい」といった相談をいただければ、要望に応じて、出前授業や授業の支援をさせていただきます。

ご意見を受け、出前授業のやり方として、ペアワークやクイズを取り入れる、動画などを見てもらうなど分かりやすくなるように工夫して授業を行っていきます。

現在、学校現場のICTに対応したデジタル教材を作成しています！

法務省では、「もぎさい」法教育教材を法務省ホームページで公開しています。より多くの方に教材を使用していただけるようにSNSやイベント等を通して情報発信します。



2-④.意見の活用 (法教育を知つてもらうために)

具体的な方法があれば教えてください。

みんなの意見

SNSの工夫

- SNSで情報発信をする際にクイズ形式などにして興味を持つてもらう工夫をする。
- TikTokやInstagramのリール、YouTubeのショート動画で **1,2分以内** にサクッと学べるコンテンツの配信
- 若い人にはXやInstagramで絵やイラストなどを使ってわかりやすく、そしてシニアの方などにはテレビやラジオを通じて情報を発信する。
- YouTubeアニメにどんなことがよくなくて、どんな罰則があるかをやっているのをみるのが楽しいから、**アニメだと楽しみながら知ることができます**。
- よくあるトラブルについて、法に則った解決方法を分かりやすく伝えた動画を作成して発信する。**
- Xは**13歳まで使えない**ので、他の場所にもアカウントを作成する。
- デジタル教材やイベントもいいと思いますが、そもそも法について興味がないと見たり参加したりはしません。だから、より多くの人に知つてもらう事を目的とするのならば、**拡散して広まりやすいSNSやそのSNSでの広告などで伝えるのがいい**と思います。
- Instagramなどで「#こども裁判所」などのハッシュタグをつけ、子供にも関わる法律や法律の作り方について投稿する(できる限りやわらかくかわいく)
- これどうだろ?と思うことやSNSを使った一問一答で簡単に発信する。



いただいた意見の活用

みんな
の意見

意見の
活用

こどもまんなか
こども家庭庁



「情報発信をする際に興味を持つてもらえるよう工夫する」という意見を受け、**Xのアンケート機能を用いて投稿**をしてみました！

今後もSNSで発信する際は、工夫をして発信していきます。

ホウリス君
@HOURISU_KUN

法務史料展示室に遊びに来たよ！
ここには、昔の法服の複製品が展示されているよ。
何色が裁判官、検察官、弁護士の法服か分かるかな～?
みんなは何色の法服が好きか教えてね！
良かったら、アンケートに答えてみてね。

#法務省 #法服 #法務史料展示室 #虎に翼



午後1:03 · 2024年4月26日 · 9,326 件の表示

ホウリス君 @HOURISU_KUN · 4月26日
アンケートはこちら！



35票・最終結果

1 3 513

3.法教育教材・模擬授業集

こどもまんなか
こども家庭庁

★法務省ホームページ（右下のURL・二次元バーコード）からダウンロード可能

小学生向け
冊子教材



中学生向け
冊子教材



高校生向け
冊子教材

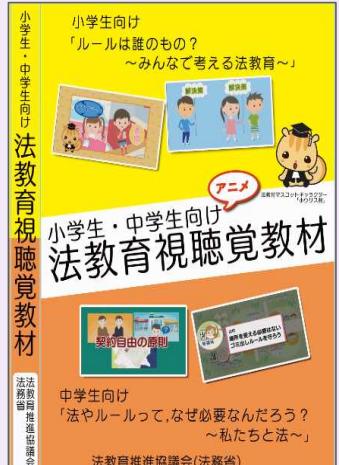


高校生向け
リーフレット



★YouTube法務省チャンネルで視聴可能

小・中学生向け
視聴覚教材



法教育
リーフレット



法務省HP「法教育に関する教材」
https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_kyouzai.html



法務省HP「もぎさい」法教育教材
https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_mogisaiban.html

